

平成29年度介護団体支援金の申請について（お知らせ）

当援護基金では、帰国者等の老後生活支援の一助として、「居宅サービスの内、訪問サービス又は通所サービス事業者」又は「指定地域密着型サービス事業者」として事業を行っている法人が、中国帰国者等に介護サービスを提供することによって言葉や生活習慣等の相違から運営に負担が生じ、かつ、良好に行っている法人に対して支援金を交付しております。

平成29年度において介護団体支援金の申請を希望される場合は、別添の「介護事業基盤整備援助及び団体支援実施要領」に基づき、4月28日迄に当援護基金まで文書にて申請して下さい。

なお、提出頂く資料が多種ございますことをご留意頂きたいこと、及び当援護基金の財政も限られておりますので、申請頂いた全ての法人に支援を行うことが出来ない場合もございますこと、ご理解頂くようお願いいたします。

また、この支援活動を広く国民に知ってもらえるよう、支援を受けた団体は、支援事業の内容・成果について、当援護基金の機関紙に報告記事を掲載して頂くこととしております。